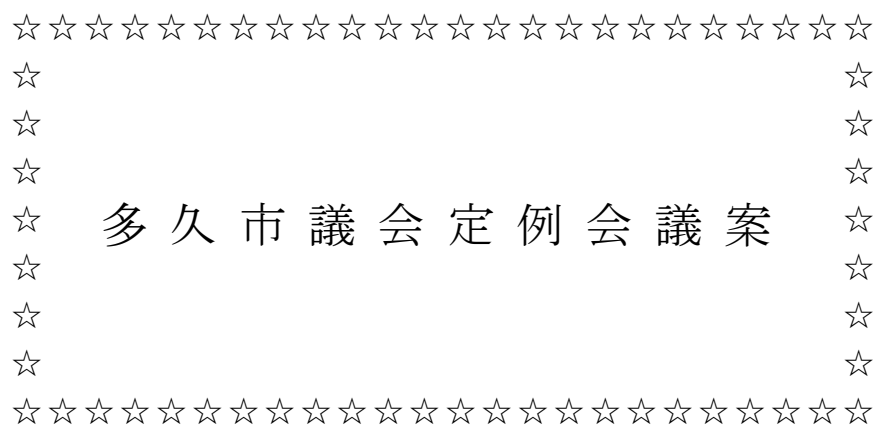




多久市議会定例会議案

令和7年9月30日 提出

多久市

目 次

ページ

議案甲第 27 号	多久市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 28 号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	2
議案甲第 29 号	多久市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例……………	7
議案甲第 30 号	令和 7 年度多久市公共下水道事業多久みず環境保全センター水処理棟プラント設備工事の請負契約締結について……………	1 1
議案乙第 18 号	令和 6 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1 3
議案乙第 19 号	令和 6 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4
議案乙第 20 号	令和 6 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5
議案乙第 21 号	令和 6 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 6
議案乙第 22 号	令和 6 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 7
議案乙第 23 号	令和 6 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 8

議案乙第 2 4 号	令和 6 年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	1 9
議案乙第 2 5 号	令和 6 年度多久市下水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について……………	2 0
議案乙第 2 6 号	令和 6 年度多久市下水道事業会計決算の認定 について……………	2 2
議案乙第 2 7 号	専決処分の承認について（令和 7 年度多久市一般 会計補正予算（第 3 号））……………	2 3
議案乙第 2 8 号	令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案乙第 2 9 号	令和 7 年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 3 0 号	令和 7 年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 3 1 号	令和 7 年度多久市病院事業清算特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
報告第 9 号	放棄した債権の報告について……………	2 5

議案甲第 27 号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和 50 年多久市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）附則第 1 条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 28 号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和 29 年多久市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」

を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個あたりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの

重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第３４条の２、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定
令和８年１月１日

（２） 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定
令和８年４月１日

（３） 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の多久市税条例（以下「新条例」という。）第

18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の多久市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、多久市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 多久市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 29 号

多久市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

障害のある人も障害のない人も、地域で安心して暮らしたいという思いは市民の共通の願いである。その実現に向けて、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、情報を得て意思疎通を図るうえで大切な役割を担っている。

その中でも、ろう者のコミュニケーション手段である手話は、ろう者が日常生活を営むために欠くことのできない言語であるということについて、市民の理解を深め、普及させていく必要がある。

また、障害のある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要がある。

これらを踏まえ、手話が言語であることを普及させるとともに、障害のある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であることの普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の方針を定めることにより、障害の有無に関わらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話言語、要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、平易な表現、実物や絵図の提示、身振り、情報機器その他の障害のある人が、日常生活及び社会生活において情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害のある人の意思疎通の支援を行う者をいう。
- (6) 合理的配慮 社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去を必要とされる場合に行う適切な現状の変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 手話言語の普及については、手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると認識されるべきものであること。
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できることの重要性を全ての市民が認識し、その手段を自ら選択し利用できる機会が、全ての障害のある人に可能な限り確保されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮の提供を行うものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

（1） 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

（2） 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

（3） コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策

（4） 学校教育における手話言語に対する理解の促進に関する施策

（5） 災害その他の非常時に、障害のある人が必要な情報を取得するための支援に関する施策

（6） 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年9月30日

（提案理由）

手話が言語であることを普及させるとともに、障害のある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、条例を制定する必要がある。

議案甲第 30 号

令和 7 年度多久市公共下水道事業多久みず環境保全センター水処理棟プラント設備工事の請負契約締結について

令和 7 年度多久市公共下水道事業多久みず環境保全センター水処理棟プラント設備工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多久市条例第 3 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度多久市公共下水道事業
多久みず環境保全センター水処理棟プラント設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 477,400,000 円
(うち消費税額 43,400,000 円) |
| 4 | 工 期 | 契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 12-10
氏名 鹿島建設株式会社 九州支店
常務執行役員支店長 小森 浩之 |

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規

定により、この案を提出する。

議案乙第 18 号

令和 6 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 19 号

令和 6 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 20 号

令和 6 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 6 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 1 号

令和 6 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 2 号

令和 6 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 6 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 3 号

令和 6 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 6 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 4 号

令和 6 年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 5 号

令和 6 年度多久市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり令和 6 年度多久市下水道事業会計で生じた未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年度多久市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	345, 596, 050	104, 224, 105	22, 183, 925
議会の議決による処分額	0	0	△22, 183, 925
減債積立金	0	0	△40, 000, 000
利益積立金	0	0	23, 133, 309
建設改良積立金	0	0	△5, 317, 234
処分後残高	345, 596, 050	104, 224, 105	（繰越利益剰余金） 0

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案乙第 26 号

令和 6 年度多久市下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度多久市下水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 27 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 27 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 9 号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成 30 年多久市条例第 4 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 30 日

多久市長 香 月 正 則

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権		
		人数	件数	金額
生活保護法 第 78 条 返還金	第 2 号該当 (相続放棄)	1 人	1 件	60,380 円
	平成 24 年度			
	計	1 人	1 件	60,380 円

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権		
		人数	件数	金額
多久市国民 健康保険 病院使用料	第 1 号該当 (財産なし)	4 人	4 件	13,620 円
	令和 4 年度	2 人	2 件	5,890 円
	令和 5 年度	2 人	2 件	7,730 円
	第 8 号該当 (所在不明)	4 人	4 件	740,080 円
	令和 2 年度	1 人	1 件	165,510 円
	令和 4 年度	3 人	3 件	574,570 円
	計	8 人	8 件	753,700 円

※合計人数のうち実人数は 7 人